

東京都内公立学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況

参 考 資 料

令和2年7月 東京都教育庁指導部

1 いじめの状況

(1) 「認知件数」と「解消しているものの割合」	1
(2) 一校当たりの認知件数	2
(3) いじめを認知した学校の割合	3
(4) いじめの認知件数がゼロの学校の割合	4
(5) 学年別 いじめの認知件数	5
(6) いじめの態様	6
(7) いじめの発見のきっかけ	7
(8) いじめられた児童・生徒の相談状況	8

2 児童・生徒の状況

(1) 規範意識に関する自己評価	9
(2) いじめについての認識	10
(3) 子供たち同士の話合いによる合意形成についての意識	11
(4) 話合いによる合意形成を踏まえた自身の取組に関する自己評価	12
(5) インターネット利用に関するルールづくりの状況	13

3 令和元年度 東京都公立学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況について

14

4 平成30年度 東京都公立学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況について

16

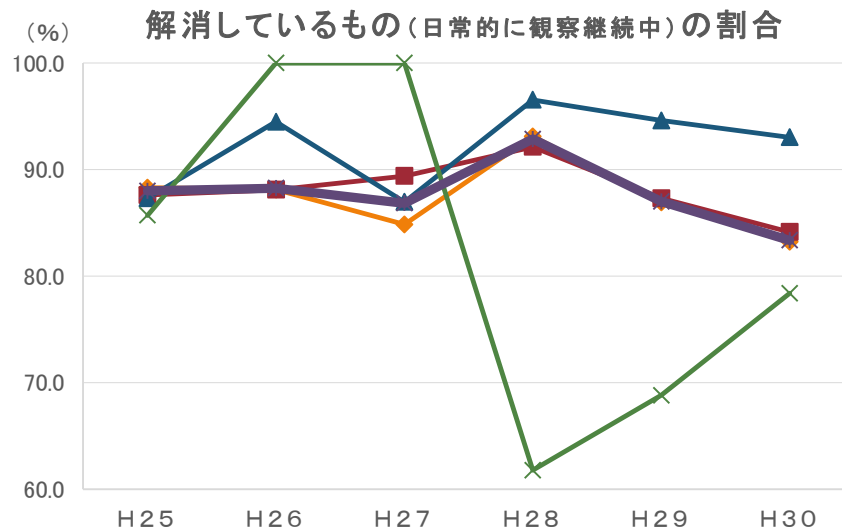
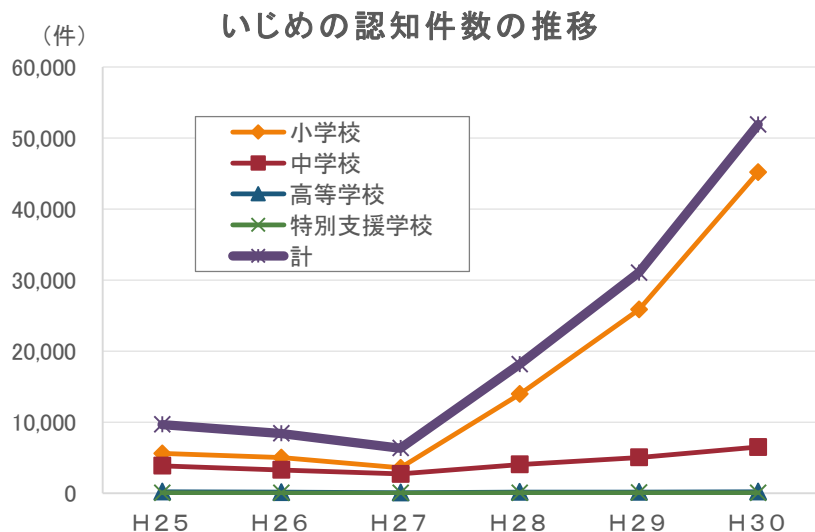
1 いじめの状況 (1)「認知件数」と「解消しているものの割合」

- 平成30年度のいじめの認知件数は、51,912件であり、前年度の1.67倍となっている。平成27年度から全校種において増加傾向にあり、平成27、30年度を比べると、小学校は12.7倍、中学校は2.4倍、高等学校は4.4倍、特別支援学校は3.4倍となった。
- 解消しているものの割合は、平成25年度から29年度まで8割後半から9割前半を推移していたが、平成30年度は83.4%となり、【国】とほぼ同程度の割合となっている。

【振り返りのポイント】

自校におけるいじめの解消の状況は…

- いじめで苦しむ児童・生徒は本当にいないか。
- 学校は、何をもち、いじめの解消としているか。
- 児童・生徒、保護者、学校が共に納得しているか。



【都】	H25	H26	H27	H28	H29	H30	【国】 H29	H30
小学校	5,581 4,926(88.3%)	4,993 4,400(88.1%)	3,557 3,018(84.8%)	13,948 12,987(93.1%)	25,837 22,451(86.9%)	45,192 37,599(83.2%)	311,322 268,864(86.4%)	421,116 356,653(84.7%)
中学校	3,854 3,378(87.6%)	3,255 2,868(88.1%)	2,697 2,411(89.4%)	4,029 3,712(92.1%)	5,017 4,382(87.3%)	6,482 5,454(84.1%)	77,137 64,683(83.9%)	93,921 77,769(82.8%)
高等学校	181 158(87.3%)	127 120(94.5%)	46 40(87.0%)	145 140(96.6%)	147 139(94.6%)	201 187(93.0%)	11,212 9,507(84.8%)	13,134 11,139(84.8%)
特別支援学校	42 36(85.7%)	22 22(100%)	11 11(100%)	34 21(61.8%)	48 33(68.8%)	37 29(78.4%)	1,923 1,479(76.9%)	2,570 2,061(80.2%)
計	9,658 8,498(88.0%)	8,397 7,410(88.2%)	6,311 5,480(86.8%)	18,156 16,860(92.9%)	31,049 27,005(87.0%)	51,912 43,269(83.4%)	401,594 344,533(85.8%)	530,741 447,622(84.3%)

※ 表の上段: 認知件数[件] 下段(青字): 解消しているもの[件]と(その割合)

※ 太字部分は、国のデータよりも数値が低いもの

※ 【国】は、国・公立のデータ

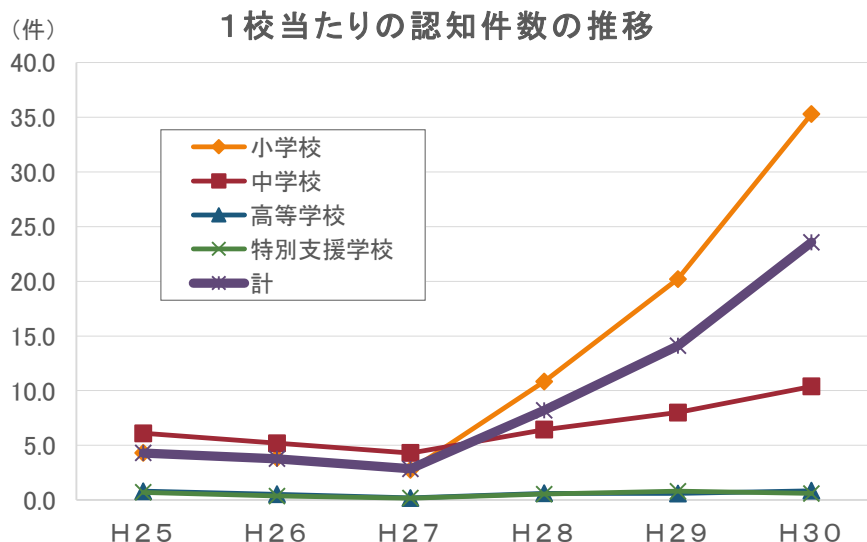
1 いじめの状況 (2) 1校当たりの認知件数

- 平成30年度における1校当たりの認知件数は、23.6件であり、【国】の14.6件と比べると、【都】の方が9ポイント上回っている。
- 小・中学校は平成27年度から増加傾向にあり、平成27、30年度を比べると、小学校は12.6倍、中学校は2.4倍となっている。高等学校、特別支援学校は0.2～0.8件を推移しており、平成29、30年度ともに、【国】の半数にも満たない状況である。

【振り返りのポイント】

自校におけるいじめの認知の状況は…

- 都等の認知件数と比べると、どんな傾向があるか
- いじめの認知をどのような過程で行っているか。
- 教職員のいじめの認知に関する意識は高いか。



【都】	H25	H26	H27	H28	H29	H30	【国】 H29	H30
小学校	67.4%	68.5%	65.6%	73.0%	82.8%	93.4%	78.7%	86.2%
	4.3	3.9	2.8	10.8	20.2	35.3	15.7	21.3
中学校	78.9%	76.8%	76.1%	79.9%	84.3%	92.8%	82.9%	87.7%
	6.1	5.2	4.3	6.4	8.0	10.4	7.7	9.4
高等学校	19.2%	22.2%	12.7%	28.3%	31.2%	37.6%	61.5%	68.1%
	0.8	0.5	0.2	0.6	0.6	0.8	2.6	3.1
特別支援学校	23.0%	13.1%	11.3%	15.9%	14.5%	17.7%	36.4%	43.2%
	0.7	0.4	0.2	0.5	0.8	0.6	1.8	2.3
計	64.2%	64.4%	61.4%	68.5%	75.8%	85.1%	76.5%	83.1%
	4.3	3.8	2.8	8.2	14.1	23.6	11.1	14.6

※ 表の上段：いじめを認知した学校の割合 下段：1校当たりの認知件数(件)

※ 太字部分は、国のデータよりも数値が低いもの

※ 【国】は、国・公立のデータ

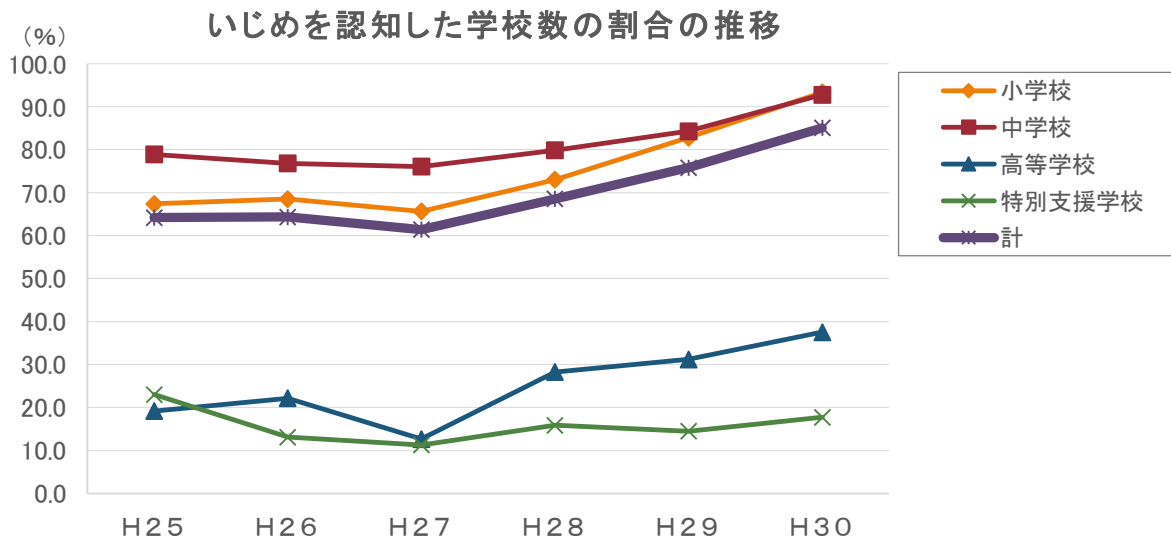
1 いじめの状況 (3)いじめを認知した学校の割合

- 平成30年度におけるいじめを認知した学校数の割合は、平成30年度は85.1%であり、【国】の83.1%と同程度である。
- 小・中学校では90%を超える学校がいじめを認知している。高等学校では37.6%、特別支援学校では17.7%となっており、【国】よりも25ポイント以上下回っている。

【振り返りのポイント】

いじめの認知件数がゼロの学校の学校は…

- いじめで苦しむ児童・生徒は本当にいないか。
- 教職員はいじめの定義を理解しているか。
- いじめの認知をどのような過程で行っているか。



【都】	H25	H26	H27	H28	H29	H30	【国】 H29	H30
小学校	1,299 875(67.4%)	1,296 888(68.5%)	1,292 848(65.6%)	1,286 939(73.0%)	1,282 1,062(82.8%)	1,280 1,195(93.4%)	19,840 15,615(78.7%)	19,671 16,960(86.2%)
中学校	630 497(78.9%)	629 483(76.8%)	627 477(76.1%)	626 500(79.9%)	625 527(84.3%)	624 579(92.8%)	9,556 7,922(82.9%)	9,532 8,361(87.7%)
高等学校	239 46(19.2%)	239 53(22.2%)	237 30(12.7%)	237 67(28.3%)	237 74(31.2%)	237 89(37.6%)	4,131 2,539(61.5%)	4,117 2,802(68.1%)
特別支援学校	61 14(23.0%)	61 8(13.1%)	62 7(11.3%)	63 10(15.9%)	62 9(14.5%)	62 11(17.7%)	1,074 391(36.4%)	1,080 467(43.2%)
計	2,229 1,432(64.2%)	2,225 1,432(64.4%)	2,218 1,362(61.4%)	2,212 1,516(68.5%)	2,206 1,672(75.8%)	2,203 1,874(85.1%)	34,601 26,467(76.5%)	34,400 28,590(83.1%)

※ 表の上段: 学校数[校・課程] 下段: いじめを認知した学校数[校]と(その割合)

※ 太字部分は、国のデータよりも数値が低いもの

※ 【国】は、国・公立のデータ

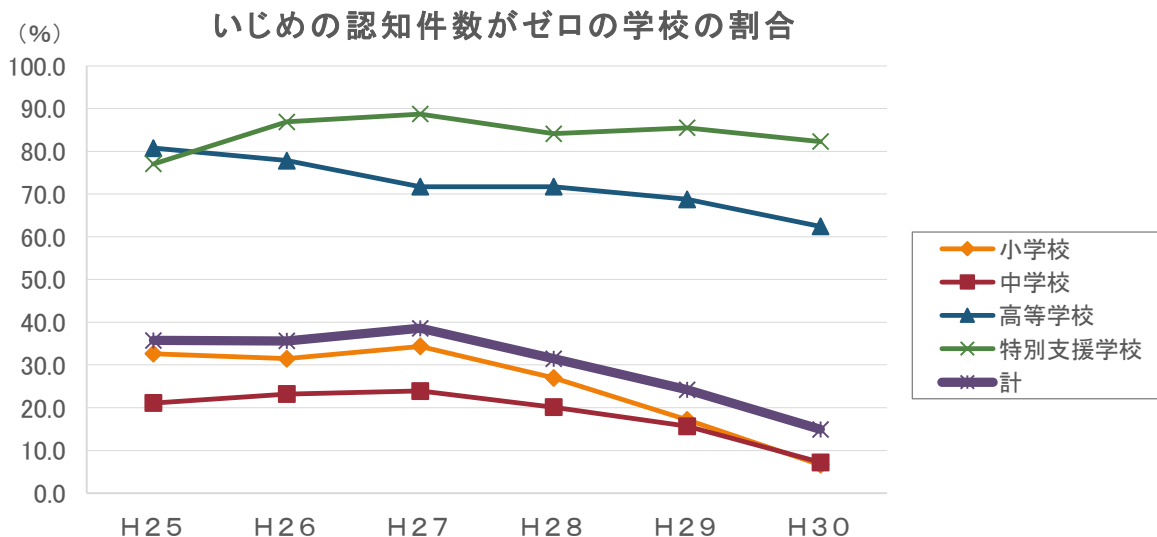
1 いじめの状況 (4)いじめの認知件数がゼロの学校の割合

- 平成30年度におけるいじめの認知件数がゼロの学校数は329校であり、全体に対する割合は、14.9%となっている。【都】は、【国】より1ポイント下回っている。
- 小学校は85校(6.6%)、中学校は45校(7.2%)、高等学校は148課程(62.4%)特別支援学校は51校(82.3%)が認知件数ゼロとなっている。

【振り返りのポイント】

いじめの認知件数がゼロの学校の学校は…

- いじめで苦しむ児童・生徒は本当にいないか。
- 教職員はいじめの定義を理解しているか。
- いじめの認知をどのような過程で行っているか。



【都】	H25	H26	H27	H28	H29	H30	【国】 H29	H30
小学校	1,299 424(32.6%)	1,296 408(31.5%)	1,292 444(34.4%)	1,286 347(27.0%)	1,282 220(17.2%)	1,280 85(6.6%)	19,840 3,968(20.0%)	19,671 2,471(12.6%)
中学校	630 133(21.1%)	629 146(23.2%)	627 150(23.9%)	626 126(20.1%)	625 98(15.7%)	624 45(7.2%)	9,556 1,552(16.2%)	9,532 1,091(11.4%)
高等学校	239 193(80.0%)	239 186(77.8%)	237 207(87.3%)	237 170(71.7%)	237 163(68.8%)	237 148(62.4%)	4,131 1,586(38.4%)	4,117 1,308(31.8%)
特別支援学校	61 47(77.0%)	61 53(86.9%)	62 55(88.7%)	63 53(85.1%)	62 53(85.5%)	62 51(82.3%)	1,074 682(63.5%)	1,080 612(56.7%)
計	2,229 797(35.8%)	2,225 793(35.6%)	2,218 856(38.6%)	2,212 696(31.5%)	2,206 534(24.2%)	2,203 329(14.9%)	34,601 7,788(22.5%)	34,400 5,482(15.9%)

※ 表の上段: 学校数[校・課程] 下段: いじめの認知件数がゼロの学校数[校]と(その割合)

※ 太字部分は、国のデータよりも数値が高いもの

※ 【国】は、国・公立のデータ

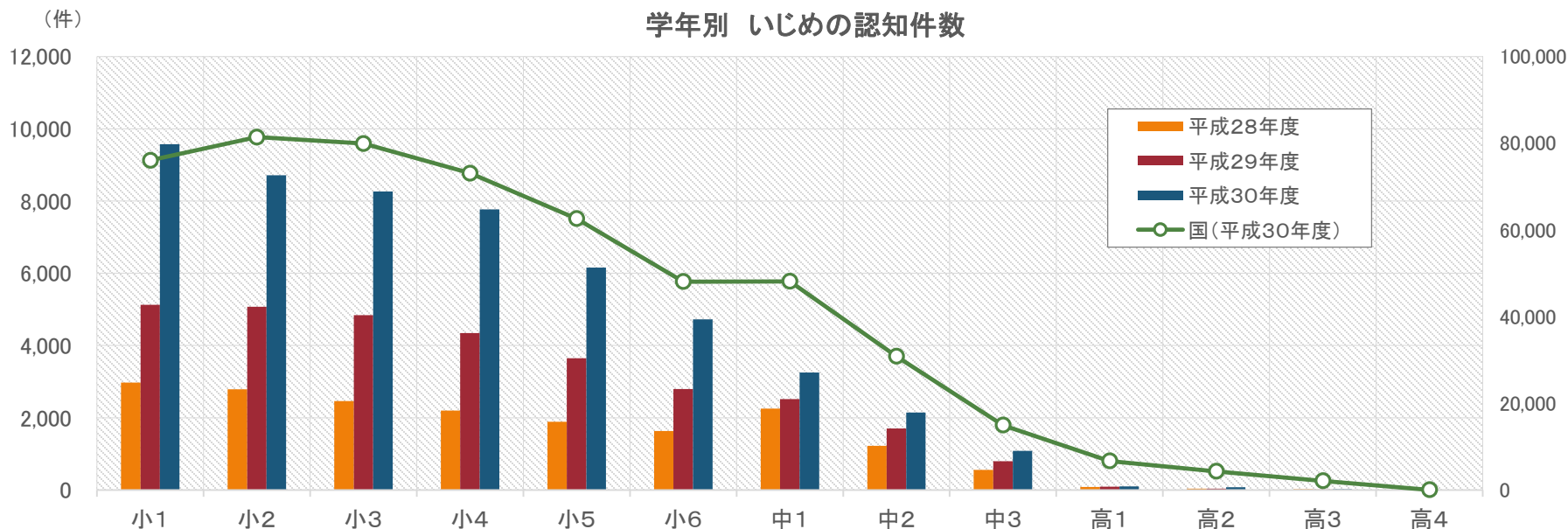
1 いじめの状況 (5) 学年別 いじめの認知件数

- 学年別の認知件数では、小学校におけるいじめの認知件数が大幅に増加している。平成28、30年度を比べると、小4で3.5倍、小3で3.4倍、小5で3.3倍となっている。
- 校種ごとのその学年が占める割合では、小学校は小1、小2(それぞれ20%程度)、中学校は中1(50%程度)、高等学校は高1(50%程度)が一番多い傾向がある。
- 学年別認知件数や校種ごとのその学年が占める割合は、【国】と同様の傾向である。

【振り返りのポイント】

自校における学年別の認知件数の状況は…

- 都等の状況と比べると、どんな傾向があるか。
- 突出して認知件数が少ない、多い学年がないか。
- 全ての学年団が同じ基準で認知できているか。



【都】	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	高4
28年度	2,973	2,790	2,461	2,198	1,890	1,636	2,252	1,220	557	81	41	22	1
	21.3	20.2	17.6	15.8	13.6	11.7	55.9	30.3	13.8	55.9	28.3	15.2	0.7
29年度	5,130	5,076	4,842	4,348	3,646	2,795	2,520	1,701	796	94	40	12	1
	19.9	19.6	18.7	16.8	14.1	10.8	50.2	33.9	15.9	63.9	27.2	8.2	0.7
30年度	9,571	8,711	8,264	7,767	6,154	4,725	3,251	2,148	1,083	102	76	21	2
	21.2	19.3	18.3	17.2	13.6	10.5	50.2	33.1	16.7	50.7	37.8	10.4	1.0
【国】	76,049	81,408	79,910	73,082	62,595	48,072	48,144	30,841	14,936	6,684	4,313	2,094	43
30年度	18.1	19.3	19.0	17.4	14.9	11.4	51.3	32.8	15.9	50.9	32.8	15.9	0.3

※ 表の上段：認知件数[件] 下段(青字)：校種ごとのその学年が占める割合[%]

※ 特別支援学校の認知件数は、学年別の人数を公表していないため、含まない。

1 いじめの状況 (6)いじめの態様

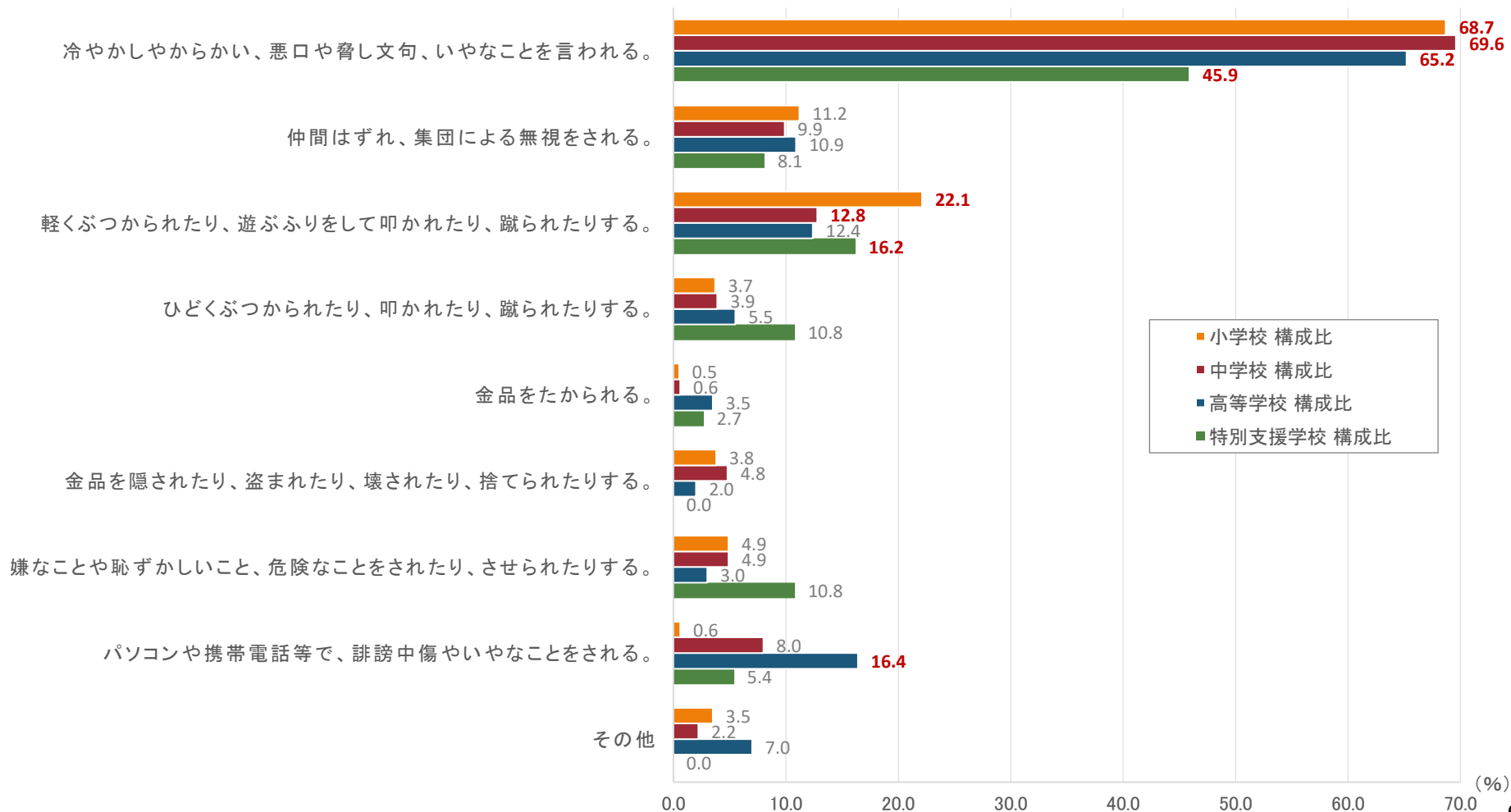
○ 小・中学校及び特別支援学校においては、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、続いて「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」が多い。高等学校においては、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、続いて「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」が多くなっている。いずれも【国】と同様の傾向である。

【振り返りのポイント】

自校におけるいじめの態様は…

- 解消に向けた方策を学校いじめ対策委員会で決定し、全教職員の共通理解のもと、対応しているか。
- 保護者、関係機関と適切に連携しているか。

いじめの態様



1 いじめの状況 (7)いじめの発見のきっかけ

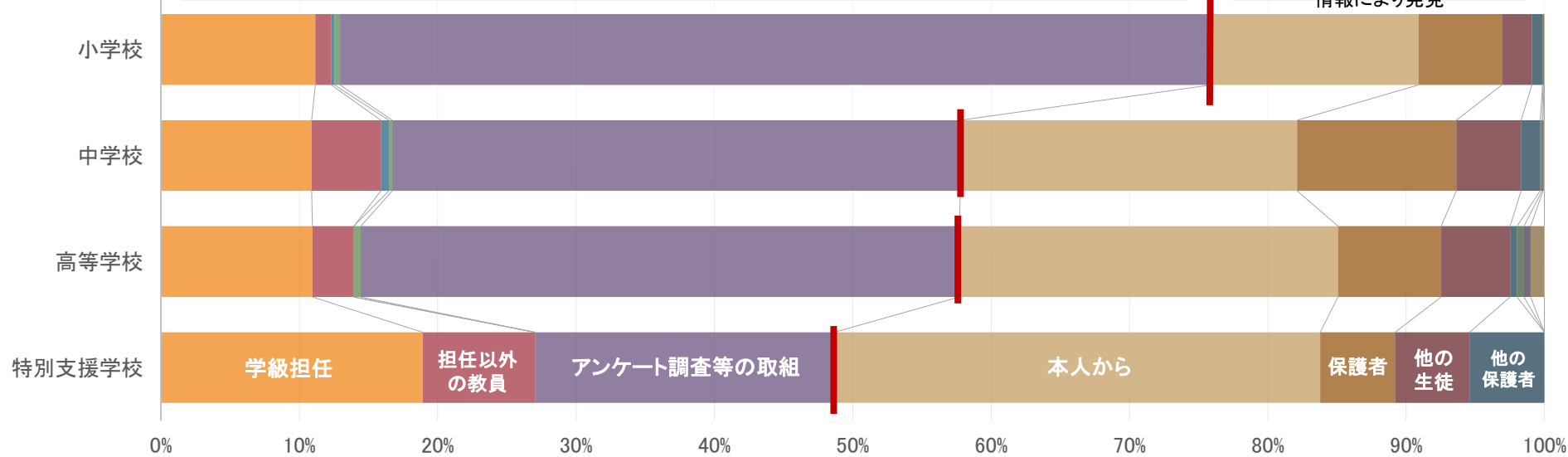
- 小・中学校、高等学校においては、認知したいじめの半数以上を学校の教職員等が発見している。(小学校75.9%、中学校57.8%、高等学校57.7%)
- いじめ発見のきっかけで一番多いのは、小・中学校、高等学校は「アンケート調査など学校の取組により発見」(小学校63.0%、中学校41.1%、高等学校43.3%)、特別支援学校は「本人からの訴え」(35.1%)である。

【振り返りのポイント】
自校におけるいじめ発見のきっかけの状況は…
 いじめについて大人には相談しにくいという状況を改善するために、どのような対策を取っているか。
 アンケートの実施、分析、保存は適切か。

いじめの発見のきっかけ

学校の教職員等が発見

学校の教職員以外からの情報により発見



- 学級担任が発見
- 学級担任以外の教職員が発見
- 養護教諭が発見
- スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見
- アンケート調査など学校の取組により発見
- 本人からの訴え
- 当該児童・生徒（本人）の保護者からの訴え
- 児童・生徒（本人を除く）からの情報
- 保護者（本人の保護者を除く）からの情報
- 地域住民からの情報
- 学校以外の関係機関（相談機関を含む）からの情報
- その他（匿名による投書など）

1 いじめの状況 (8)いじめられた児童・生徒の相談状況

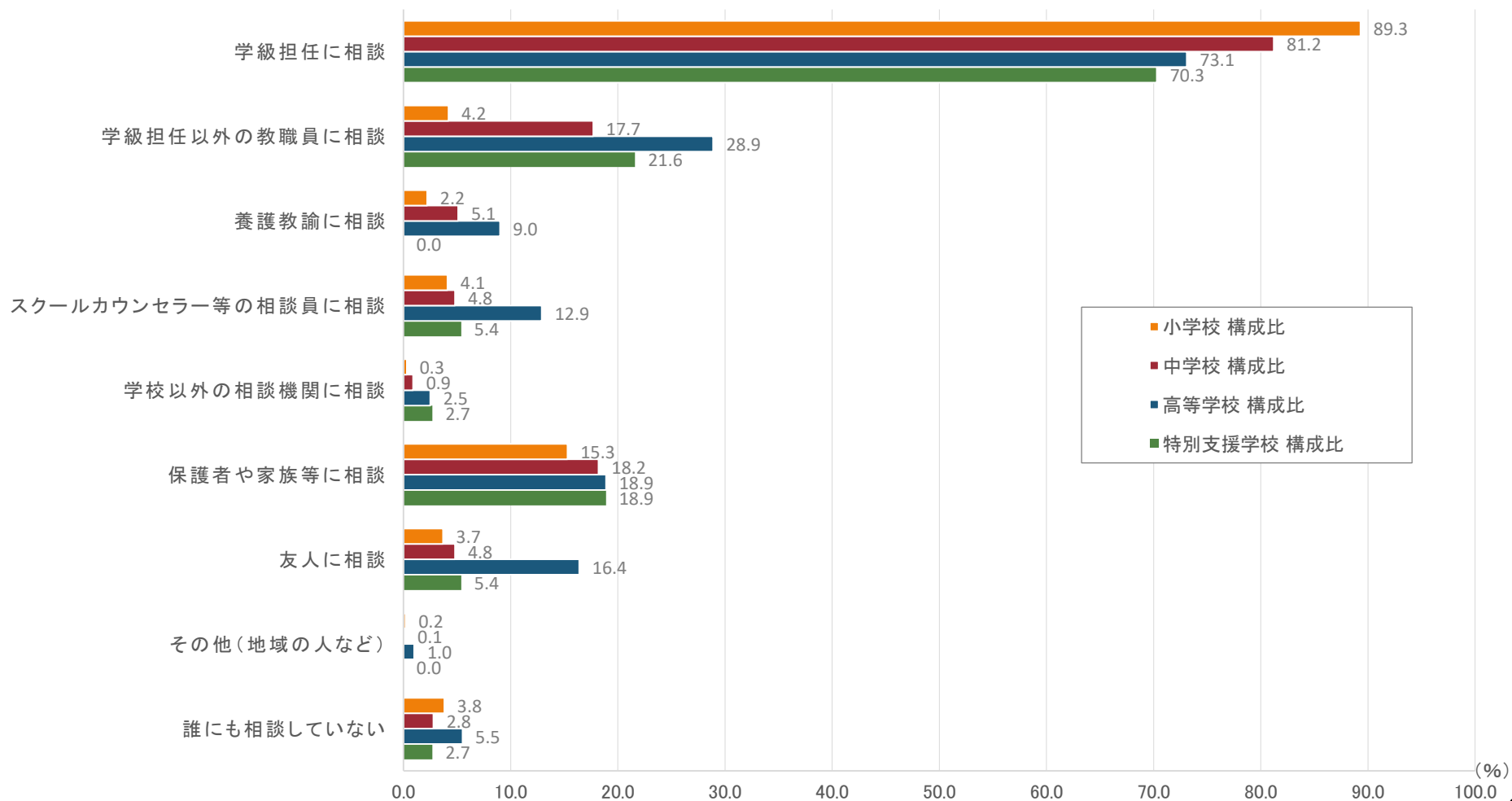
- いじめられた児童・生徒の相談状況については、いずれの校種においても、「学級担任に相談」が一番多くなっている。(小学校89.3%、中学校81.2%、高等学校73.1%、特別支援学校70.3%)
- 「誰にも相談していない」が、1,893件(3.6%)となっている。(小学校1,697件:3.8%、中学校184件:2.8%、高等学校11件:5.5%、特別支援学校1件:2.7%)

【振り返りのポイント】

自校の教育相談体制の状況は…

- 全教職員による教育相談体制を構築しているか。
- 児童・生徒が教職員を信頼して相談できる関係を築くことができるか。

いじめられた児童・生徒の相談状況

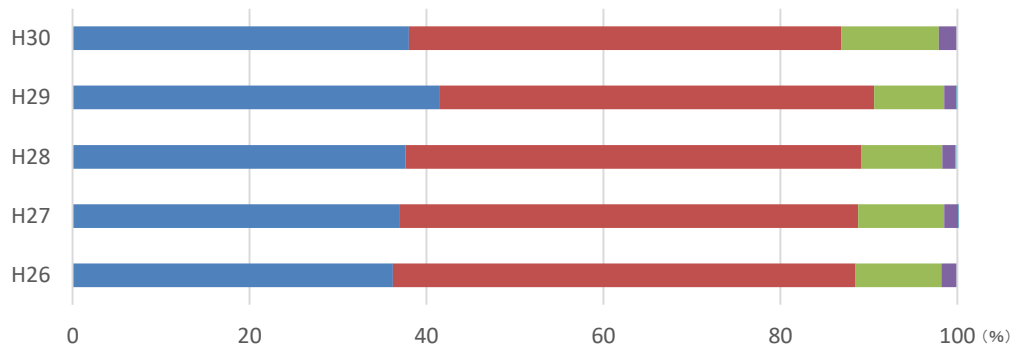


2 児童・生徒の状況 (1) 規範意識に関する自己評価

- 「学校のきまり(規則)を守っていますか。」という質問に対して、平成30年度に「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」の肯定的な回答をした児童・生徒の割合は、小学校は86.9%、中学校は94.6%である。小学校よりも、中学校の方が多い。
- 平成26年度から30年度までの肯定的な回答の推移を見ると、小学校は9割弱を推移しているのに対して、中学校は9割強を推移している。

「全国学力・学習状況調査」より

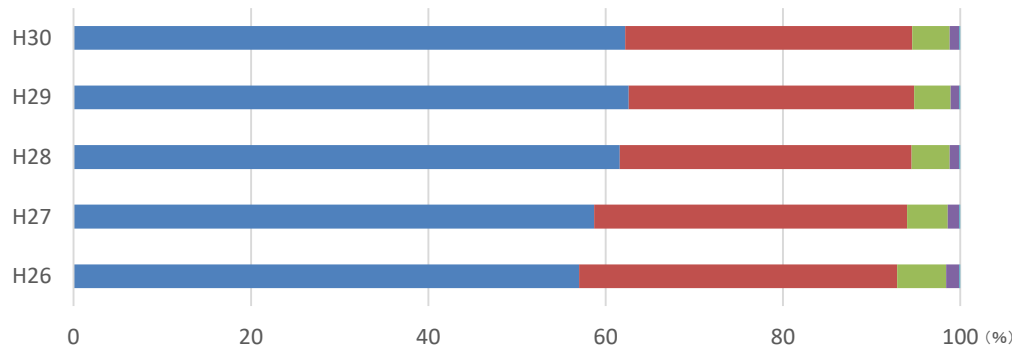
小学校 学校のきまりを守っていますか。



【小学校】	H26	H27	H28	H29	H30
当てはまる	36.2	37	37.6	41.5	38
どちらかといえば、当てはまる	52.3	51.8	51.5	49.1	48.9
どちらかといえば、当てはまらない	9.7	9.7	9.2	7.9	11
当てはまらない	1.7	1.6	1.5	1.4	2
その他・無回答	0	0.1	0.1	0.1	0

(%)

中学校 学校の規則を守っていますか。



【中学校】	H26	H27	H28	H29	H30
当てはまる	57	58.7	61.6	62.6	62.2
どちらかといえば、当てはまる	35.9	35.3	32.9	32.2	32.4
どちらかといえば、当てはまらない	5.5	4.6	4.3	4.1	4.2
当てはまらない	1.5	1.3	1.1	1	1.1
不明	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1

(%)

■ 当てはまる ■ どちらかといえば、当てはまる ■ どちらかといえば、当てはまらない
■ 当てはまらない ■ その他・無回答

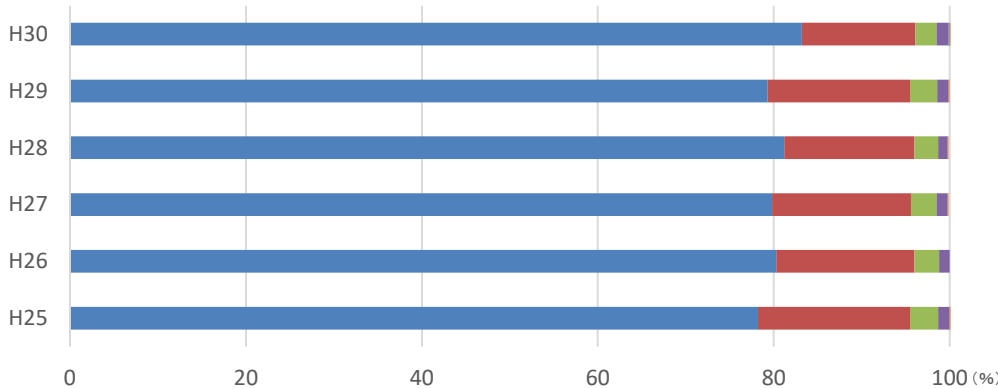
2 児童・生徒の状況 (2)いじめについての認識

- 「いじめはどんな理由があっても、いけないことだと思いますか。」という質問に対して、平成30年度に「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童・生徒の割合は、小学校は96.1%、中学校は94.7%である。
- 「当てはまらない」と回答した児童・生徒は、平成25年度から30年度までの推移を見ると、小学校において1.1%~1.4%、中学校においては1.7%~2.6%と一定数の割合で存在している。

「全国学力・学習状況調査」より

いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか。

小学校

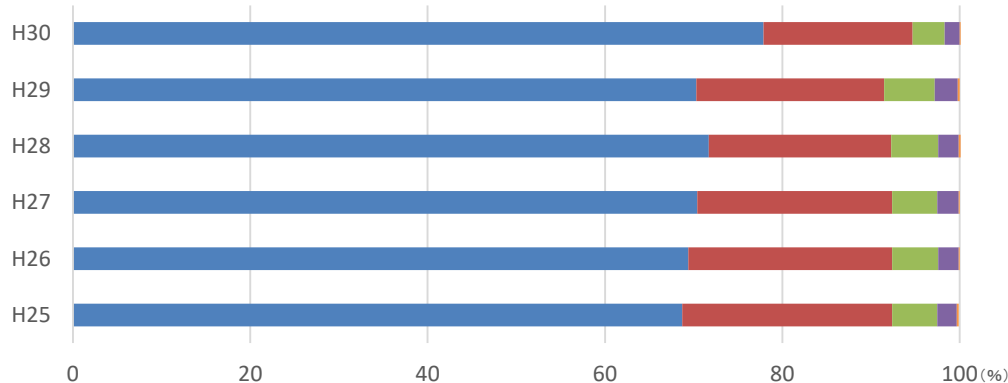


【小学校】

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
当てはまる	78.2	80.3	79.8	81.2	79.3	83.2
どちらかといえば、当てはまる	17.3	15.7	15.8	14.8	16.2	12.9
どちらかといえば、当てはまらない	3.2	2.8	2.9	2.7	3.1	2.4
当てはまらない	1.3	1.2	1.3	1.1	1.3	1.4
その他	0	0	0	0	0	0.1
無回答	0.1	0	0.1	0.1	0.1	0.1

(%)

中学校



【中学校】

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
当てはまる	68.7	69.4	70.4	71.7	70.3	77.9
どちらかといえば、当てはまる	23.7	23	22	20.6	21.2	16.8
どちらかといえば、当てはまらない	5.1	5.2	5.1	5.3	5.7	3.6
当てはまらない	2.2	2.3	2.4	2.3	2.6	1.7
その他	0	0	0	0	0	0
無回答	0.2	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1

(%)

■ 当てはまる
■ どちらかといえば、当てはまらない
■ どちらかといえば、当てはまる
■ 当てはまらない
■ その他
■ 無回答

2 児童・生徒の状況 (3) 子供たち同士の話し合いによる合意形成

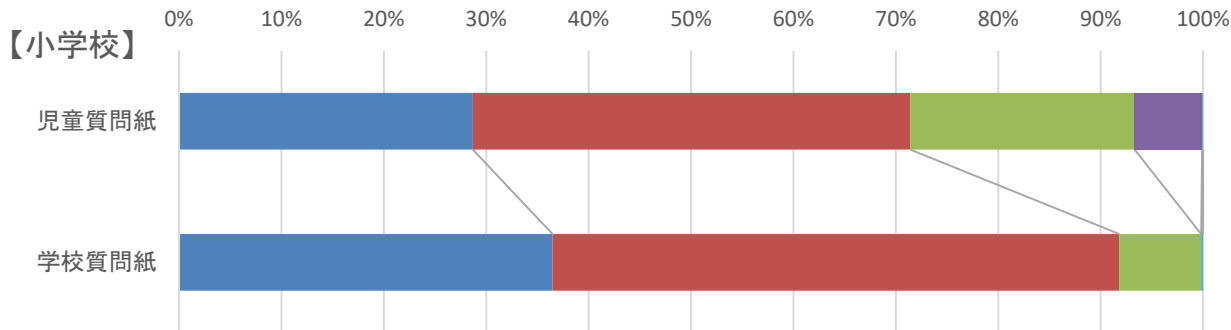
- 小学校では、学校質問紙において、「よくしている」、「どちらかといえば、している」という肯定的な回答の割合が91.9%であった。一方、児童質問紙では、肯定的な回答が71.4%であった。児童質問紙と学校質問紙を比較すると、肯定的な回答の割合において、20.5ポイントの差がある。
- 中学校では、学校質問紙において、「よくしている」、「どちらかといえば、している」という肯定的な回答の割合が89.3%であった。一方、生徒質問紙では、肯定的な回答が68.6%であった。生徒質問紙と学校質問紙を比較すると、肯定的な回答の割合において、20.7ポイントの差がある。
- 小学校及び中学校の肯定的な回答において、児童・生徒と学校との間に20ポイント以上の差がある。

【児童(生徒)質問紙】

あなたの学級では、学級生活をよりよくするために学級会(学級活動)で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると思いますか。

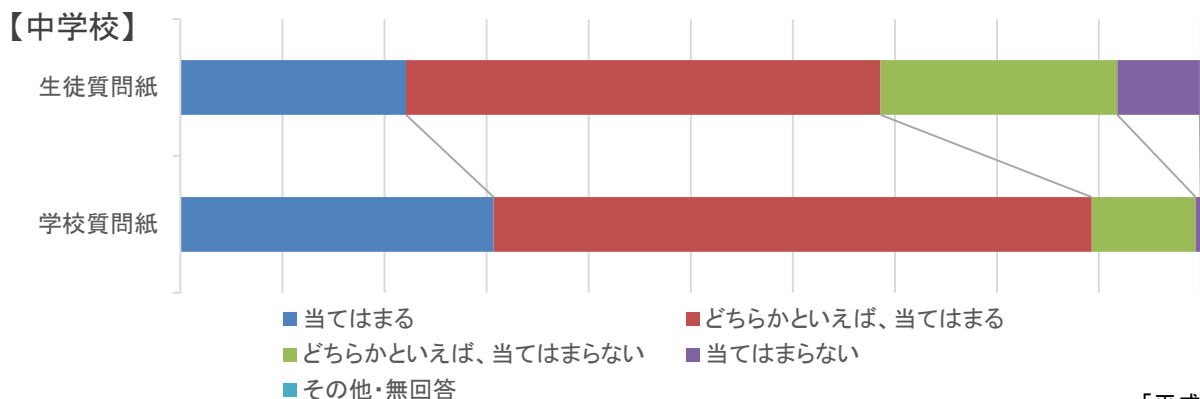
【学校質問紙】

調査対象学年の児童(生徒)に対して、学級生活をよりよくするために、学級会(学級活動)で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法などを合意形成できるような指導を行っていますか。



【児童・生徒】	小学校	中学校
当てはまる	28.7	22.1
どちらかといえば、当てはまる	42.7	46.5
どちらかといえば、当てはまらない	21.9	23.2
当てはまらない	6.6	8.1
その他・無回答	0.1	0.1

(%)



【学校】	小学校	中学校
よくしている	36.5	30.7
どちらかといえば、している	55.4	58.6
あまりしていない	8	10.2
全くしていない	0	0.5
その他・無回答	0.2	0

(%)

「平成31年度(令和元年度)全国学力・学習状況調査」より

2 児童・生徒の状況 (4) 話し合いによる合意形成を踏まえた取組

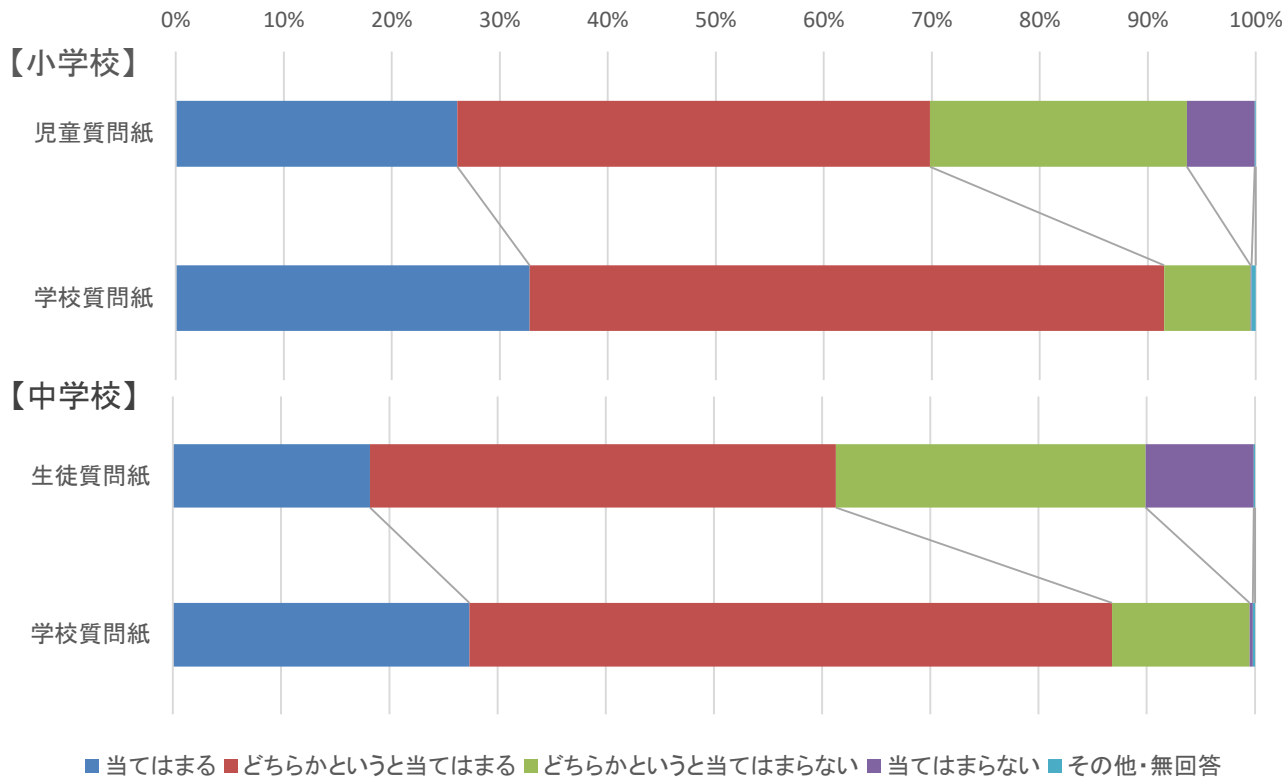
- 小学校では、学校質問紙において、「よくしている」、「どちらかといえば、よくしている」という肯定的な回答の割合が91.6%であった。一方、児童質問紙では、肯定的な回答が69.9%であった。児童質問紙と学校質問紙を比較すると、肯定的な回答の割合で21.7ポイントの差がある。
- 中学校では、学校質問紙において、「よくしている」、「どちらかといえば、よくしている」という肯定的な回答の割合が86.8%であった。一方、生徒質問紙では、肯定的な回答が61.2%であった。生徒質問紙と学校質問紙を比較すると、肯定的な回答の割合で25.6ポイントの差がある。
- 小学校及び中学校の肯定的な回答において、児童・生徒と学校との間で、20ポイント以上の差がある。

【児童(生徒)質問紙】

学級活動における学級での話し合いを生かして、今、自分が努力すべきことを決めて取り組んでいると思いますか。

【学校質問紙】

調査対象の児童(生徒)に対して、学級活動の授業を通して、今、努力すべきことを学級での話し合いを生かして、一人一人の児童(生徒)が意思決定できるような指導を行っていますか。



【児童・生徒】

	小学校	中学校
当てはまる	26.1	18.2
どちらかといえば、当てはまる	43.8	43.0
どちらかといえば、当てはまらない	23.8	28.6
当てはまらない	6.3	10.0
その他・無回答	0.1	0.1

(%)

【学校】

	小学校	中学校
よくしている	32.8	27.4
どちらかといえば、している	58.8	59.4
あまりしていない	8.0	12.7
全くしていない	0.1	0.3
その他・無回答	0.4	0.2

(%)

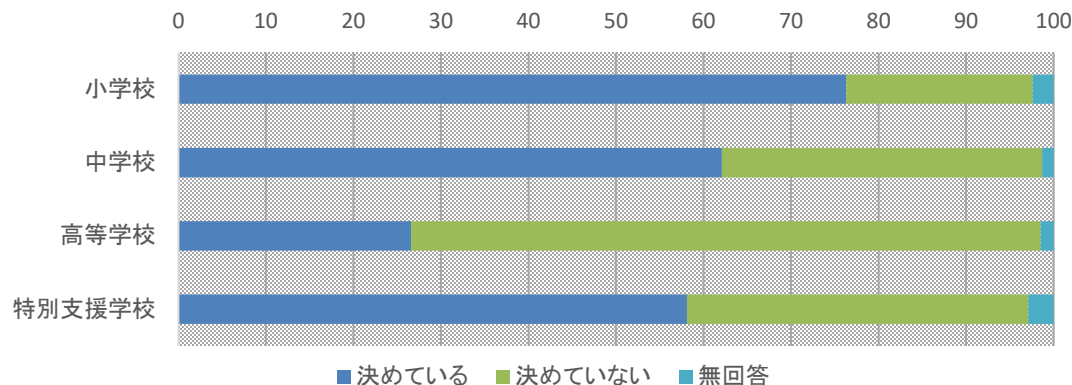
2 児童・生徒の状況

(5) インターネット利用に関するルールづくりの状況

- インターネットを利用するときのルールを決めている割合は、小学校で最も高く、中学校、高等学校へ学年が上がるにつれて、低下している。(小学校76.3%、中学校62.1%、高等学校26.6%)
- 「決めたルールを守っていますかという設問で、児童・生徒と保護者の回答を比較すると、いずれの校種においても、児童・生徒の方が保護者よりも高い。

「令和元年度『児童・生徒のインターネット利用状況調査』調査報告書」より

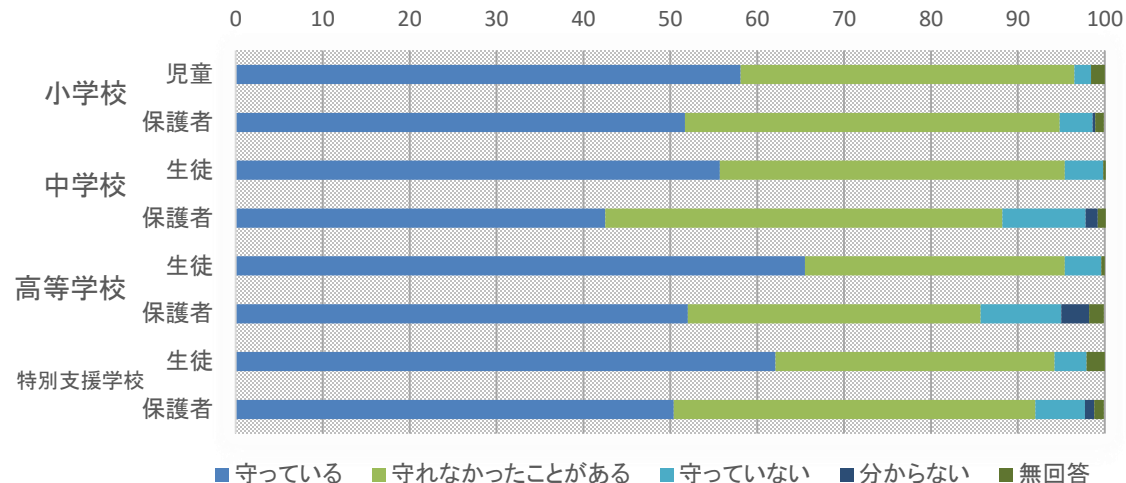
家族とインターネットを利用するときのルールを決めていますか。



	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
決めている	76.3	62.1	26.6	58.1
決めていない	21.3	36.6	71.9	39
無回答	2.4	1.3	1.5	2.9

(%)

決めたルールを守っていますか。



	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校	
	児童	保護者	生徒	保護者	生徒	保護者	生徒	保護者
守っている	58.1	51.7	55.7	42.5	65.5	52	62.1	50.4
守れなかったことがある	38.4	43.1	39.7	45.7	29.9	33.7	32.1	41.6
守っていない	1.9	3.8	4.4	9.6	4.2	9.3	3.7	5.7
分からない		0.3		1.4		3.2		1.1
無回答	1.6	1	0.3	0.9	0.4	1.7	2.1	1.1

(%)

令和元年度 東京都公立学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況について

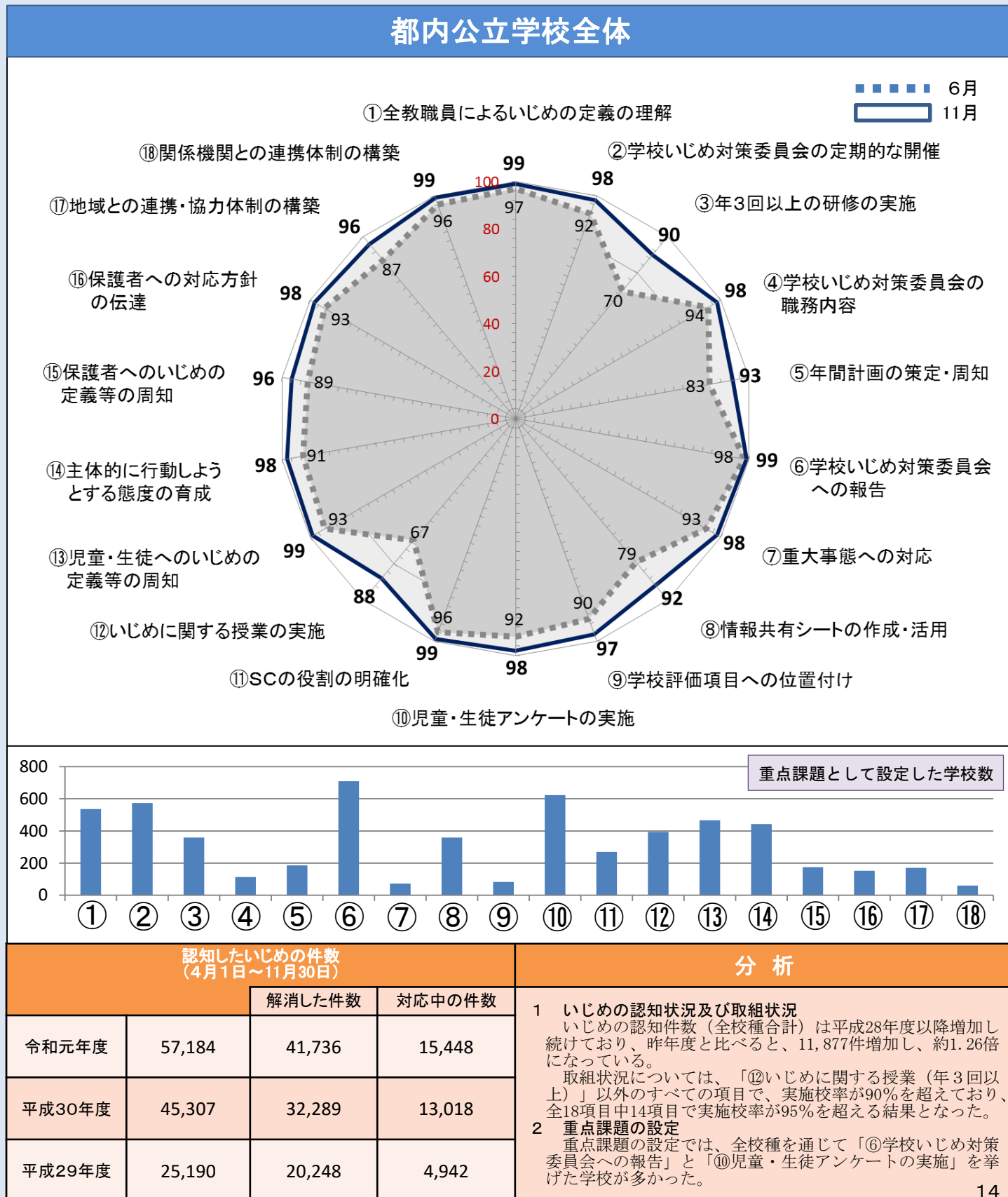
令和元年11月
教育庁指導部

【調査の趣旨】 都内公立学校にいじめの認知件数及び「いじめ総合対策【第2次】」に基づくいじめ防止対策等の取組について、教員がPDC Aサイクルの流れの中で自校の取組状況を把握することにより、更なる取組の徹底や改善を図る。

【調査対象期間】 平成31年4月1日から令和元年11月30日（基準日11月30日）

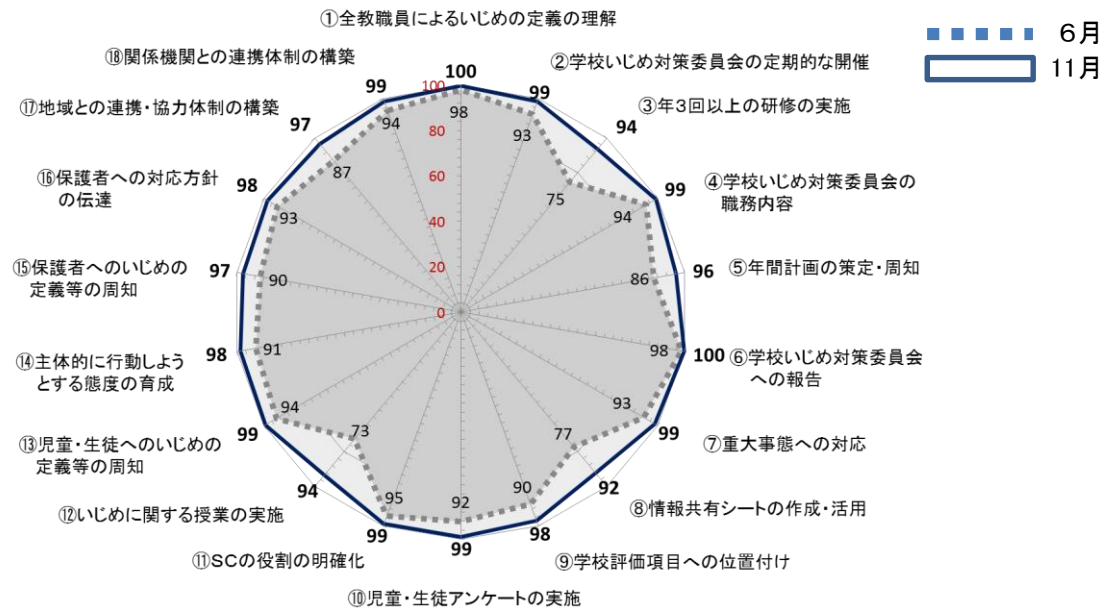
【調査対象校】 東京都公立学校2,155校
 ○ 小学校 1,278校（義務教育学校前期課程7校を含む）
 ○ 中学校 623校（義務教育学校後期課程7校、中等教育学校前期課程6校を含む）
 ○ 高等学校 192校（236課程で調査、中等教育学校後期課程6校を含む）
 ○ 特別支援学校 62校

いじめ防止等の対策を推進する六つのポイント		18のチェックリスト	
1	軽微ないじめも見逃さない	①	いじめ防止対策推進法第2条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に実行されるよう意識啓発を行った。
		②	定期的に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。
2	教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む	③	「いじめ総合対策【第2次】」に基づき、年に3回以上のいじめに関する研修を計画し、取り組んでいる。
		④	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるようにするために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。
		⑤	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画を策定して全教職員に周知した。
		⑥	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が児童・生徒の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。
		⑦	いじめ防止対策推進法第28条に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。
		⑧	いじめの事案について、児童・生徒の実態や指導の経過等の情報が、定められた様式の記録ファイルにより、パソコンの共有フォルダに保存されるなど、全教職員で共有できるようになっている。
		⑨	学校評価の評価項目に、いじめ問題への適切な対応に関する内容が設定されている。
3	相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す	⑩	児童・生徒を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年3回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。
		⑪	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラー（SC）の役割を明確にしているとともに、全員面接を含め、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにした。 ※【特別支援学校は回答対象外】
4	子供たちが自身がいじめについて考え行動できるようにする	⑫	「いじめ総合対策【第2次】」（学習プログラム）に基づき、いじめに関する授業を年3回以上計画し、取り組んでいる。
		⑬	どのような行為がいじめに該当するか、児童・生徒が理解を深める取組をしている。
		⑭	子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成に向けた指導が意図的・計画的に行われている。
5	保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る	⑮	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、年度当初の保護者会や学校便り、ホームページ等で、法の趣旨・内容やいじめの定義、「学校いじめ防止基本方針」の内容を周知した。
		⑯	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。
6	社会全体の力を結集し、いじめに對峙する	⑰	学校運営協議会委員や学校サポートチームの委員等に、学校いじめ防止基本方針の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。
		⑱	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。



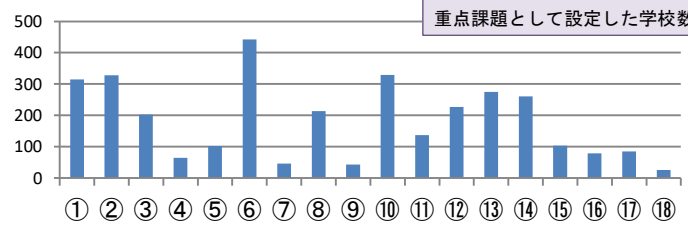
校種別の取組状況

小学校

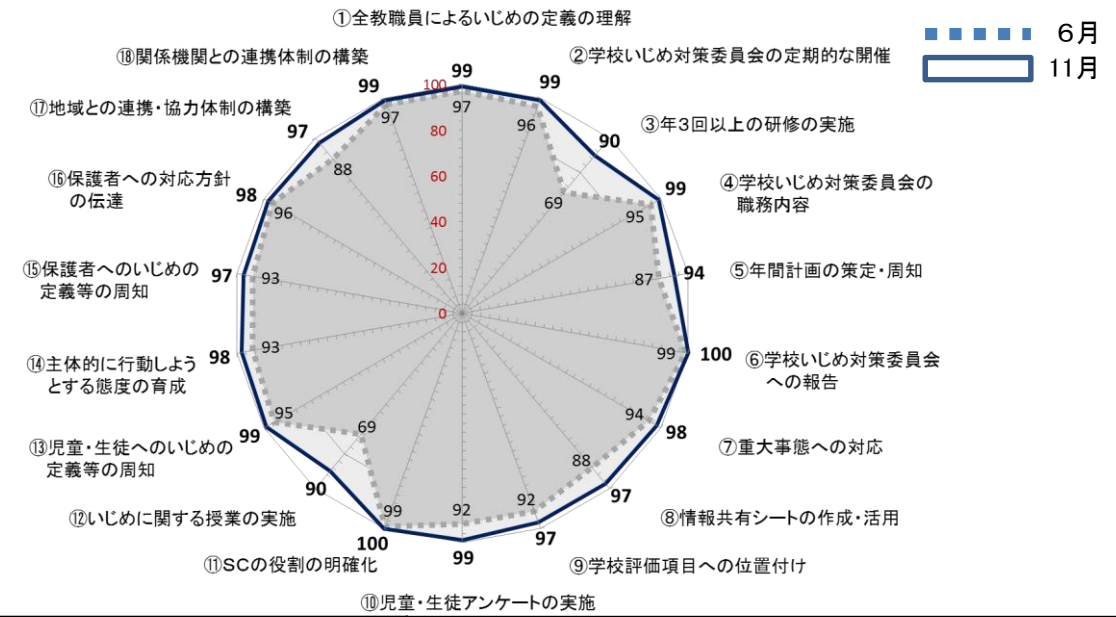


認知したいじめの件数 (4月1日～11月30日)

	解消した件数	対応中の件数
令和元年度	51,123	37,390
平成30年度	39,479	28,084
平成29年度	20,983	17,003

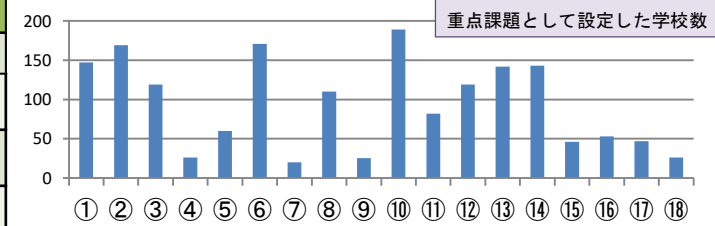


中学校

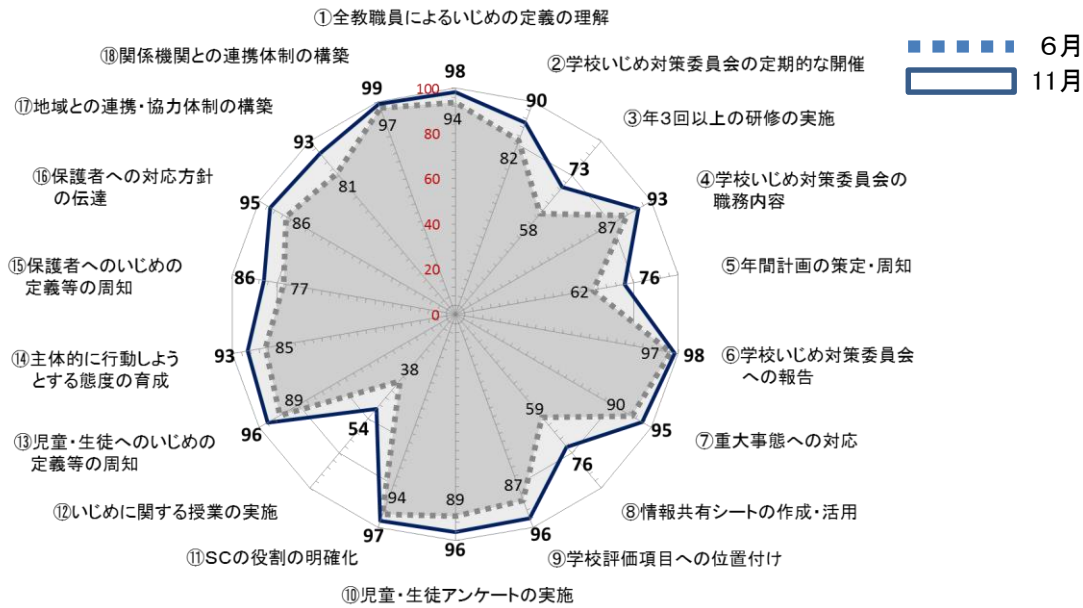


認知したいじめの件数 (4月1日～11月30日)

	解消した件数	対応中の件数
令和元年度	5,900	4,216
平成30年度	5,607	4,058
平成29年度	4,057	3,163

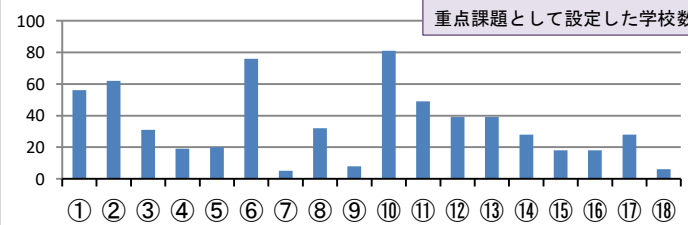


高等学校

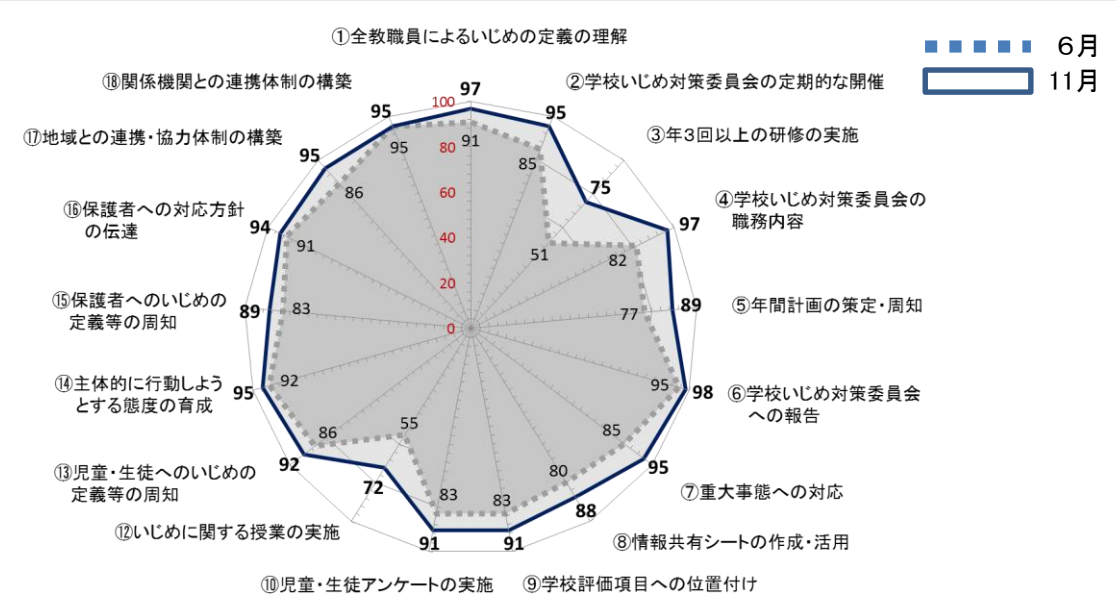


認知したいじめの件数 (4月1日～11月30日)

	解消した件数	対応中の件数
令和元年度	122	98
平成30年度	179	121
平成29年度	124	74

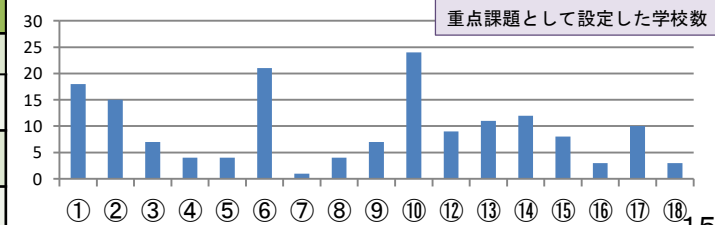


特別支援学校



認知したいじめの件数 (4月1日～11月30日)

	解消した件数	対応中の件数
令和元年度	39	32
平成30年度	42	26
平成29年度	26	8



平成30年度 東京都公立学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況について①

平成31年2月
教育庁指導部

【調査の主旨】 都内公立学校におけるいじめの認知件数及び「いじめ総合対策【第2次】」に基づくいじめ防止等の取組について、教員がPDCAサイクルの流れの中で、自校の取組状況を把握することで、更なる取組の徹底や改善を図る。

【調査対象期間】 平成30年4月1日から11月30日（基準日6月30日、11月30日）

【調査対象校】 東京都公立学校2,158校 小学校1,280校（義務教育学校前期課程7校を含む）、中学校624校（義務教育学校後期課程7校、中等教育学校前期課程6校を含む）、高等学校192校【237課程】（中等教育学校後期課程6校を含む）、特別支援学校62校 [集計上の学校数:2,203校]

認知した いじめの件数 【平成30年4月1日～ 11月30日】 ()内の数値は、 平成29年度調査結果	小学校		中学校		高等学校			特別支援学校			合計				
	認知したいじめの件数	解消した件数/対応中の件数	認知したいじめの件数	解消した件数/対応中の件数	認知したいじめの件数	解消した件数	対応中の件数	認知したいじめの件数	解消した件数	対応中の件数	認知したいじめの件数	解消した件数/対応中の件数			
	39,479 (20,983)	28,084 (17,003)	11,395 (3,980)	5,607 (4,057)	4,058 (3,163)	1,549 (894)	179 (124)	121 (74)	58 (50)	42 (26)	26 (8)	16 (18)	45,307 (25,190)	32,289 (20,248)	13,018 (4,942)

	18のチェックリスト	いじめ総合対策 【第2次】 該当ページ	実施校率(%)										
			小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		総計		
			6月	11月	6月	11月	6月	11月	6月	11月	6月	11月	
1	軽微ないじめも見逃さない	① いじめ防止対策推進法第2条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に実行されるよう意識啓発を行った。	【上】P31～39 【下】P72～73	98	100	98	99	91	99	87	97	97	100
		② 定期的に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	【上】P49～54 【下】P74～77	92	98	95	98	81	90	82	92	91	97
2	教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む	③ 「いじめ総合対策【第2次】」に基づき、年に3回以上のいじめに関する研修を計画し、取り組んでいる。	【上】P21 【下】P70～94	69	88	66	80	58	71	58	84	66	84
		④ 学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるようにするために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	【上】P19～20	93	98	92	97	86	94	87	95	92	98
		⑤ いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画を策定して全教職員に周知した。	【上】P19～20 【上】P82～83	79	92	81	92	68	79	71	85	78	90
		⑥ いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が児童・生徒の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	【上】P31～39	98	100	98	99	96	99	94	97	98	99
		⑦ いじめ防止対策推進法第28条に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	【上】P63～65 【上】P73	90	97	91	97	84	93	82	94	89	97
		⑧ いじめの事案について、児童・生徒の実態や指導の経過等の情報が、定められた様式の記録ファイルにより、パソコンの共有フォルダに保存されるなど、全教職員で共有できるようになっている。	【上】P39 【下】P84～85	71	88	83	92	49	67	69	79	72	87
		⑨ 学校評価の評価項目に、いじめ問題への適切な対応に関する内容が設定されている。	【上】P20～21	87	98	86	96	83	95	85	94	86	97
3	相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す	⑩ 児童・生徒を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に(年3回以上)実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	【上】P41～42	92	98	91	98	92	96	76	92	91	98
		⑪ 「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーの役割を明確にしているとともに、全員面接を含め、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにした。【特別支援学校は回答対象外】	【上】P43.46.56	96	99	98	100	96	100			94	97
4	子供たちが自身が、いじめについて考え行動できるようにする	⑫ 「いじめ総合対策【第2次】」(学習プログラム)に基づき、いじめに関する授業を年3回以上計画し、取り組んでいる。	【上】P23～24 【下】P6～67	69	88	62	80	40	55	60	74	64	82
		⑬ どのような行為がいじめに該当するか、児童・生徒が理解を深める取組をしている。	【上】P23	94	99	94	98	84	95	85	89	93	98
		⑭ 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成に向けた指導が意図的・計画的に行われている。	【上】P25～28	90	98	92	98	83	92	90	92	90	97
5	保護者の理解と協力を得ていじめの解決を図る	⑮ 学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、年度当初の保護者会や学校便り、ホームページ等で、法の趣旨・内容やいじめの定義、「学校いじめ防止基本方針」の内容を周知した。	【上】P29～30	89	96	91	95	79	88	79	82	88	95
		⑯ いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	【上】P57	90	97	91	97	86	95	87	94	90	97
6	社会全体の力を結集し、いじめに对峙する	⑰ 学校運営協議会委員や学校サポートチームの委員等に、学校いじめ防止基本方針の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	【上】P35.46	82	94	84	95	84	93	90	92	83	94
		⑱ いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	【上】P58.104	92	98	97	99	95	98	92	94	94	98

○分析

○全校種で、いじめの認知件数が昨年度の集計件数を上回っている。教員が軽微ないじめを見逃さずに認知をした結果と考える。

○全校種で、①いじめの定義の理解、⑥学校いじめ対策委員会への報告、⑩SCの役割の明確化(※⑩特別支援学校は回答対象外)の実施校率が95%を超えている。また、③いじめに関する研修(年3回以上)、⑤年間計画の策定・周知、⑧情報共有シートの作成・活用、⑫いじめに関する授業(年3回以上)の実施校率が他項目より低い傾向にある。

○重点課題の設定では、全校種で「児童・生徒のアンケート実施」を挙げた学校が多いことに加え、小・中学校で「学校いじめ対策委員会への報告」、高等学校、特別支援学校で「全教職員によるいじめの定義の理解」を課題とした学校が多い。上記項目の取組状況の割合が高いことから多くの学校で実践しているが、課題があると認識している実態がうかがえる。

◆課題

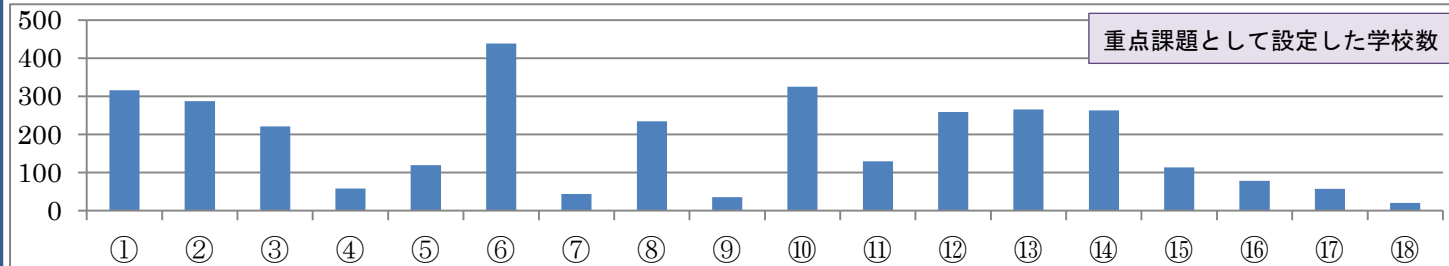
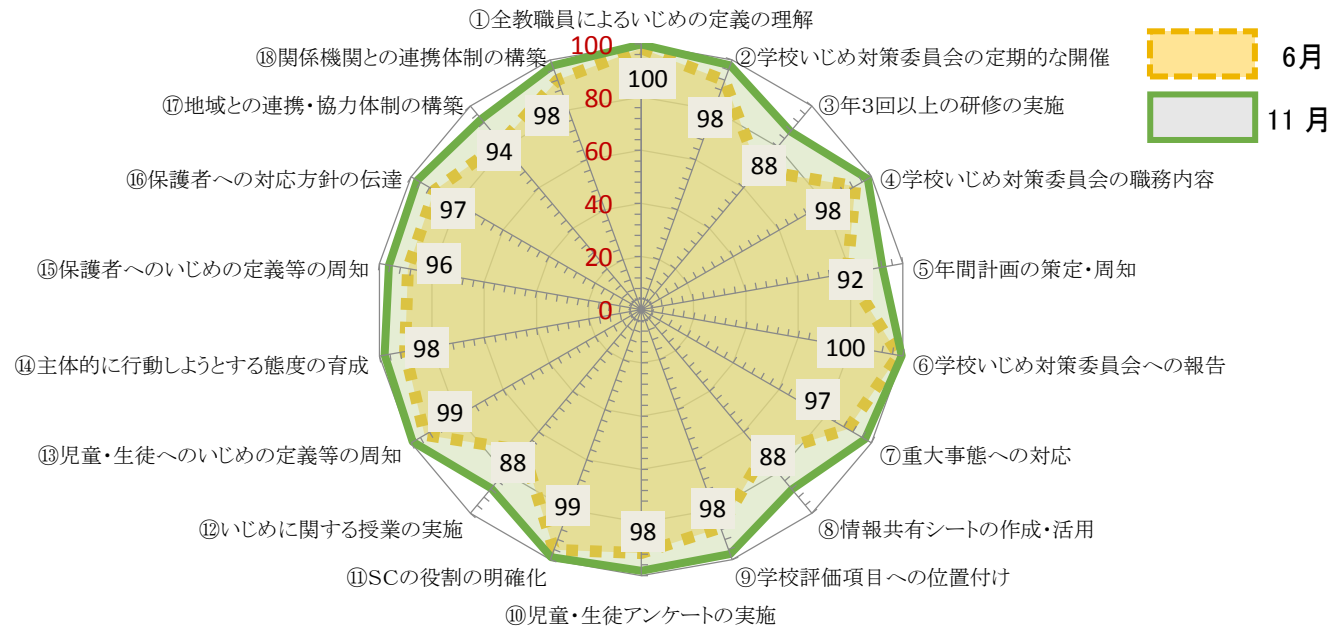
◆いじめに関する授業や研修は、自校の実態を踏まえ、計画的に年間3回以上の研修・授業を実施するよう取組の徹底を図る。

◆年間計画や情報共有シートの作成・活用に向け、その意義や活用方法等について周知徹底し、効果的な取組事例の共有や年間計画フォーマットの配布等を通して、更なる推進を図る必要がある。

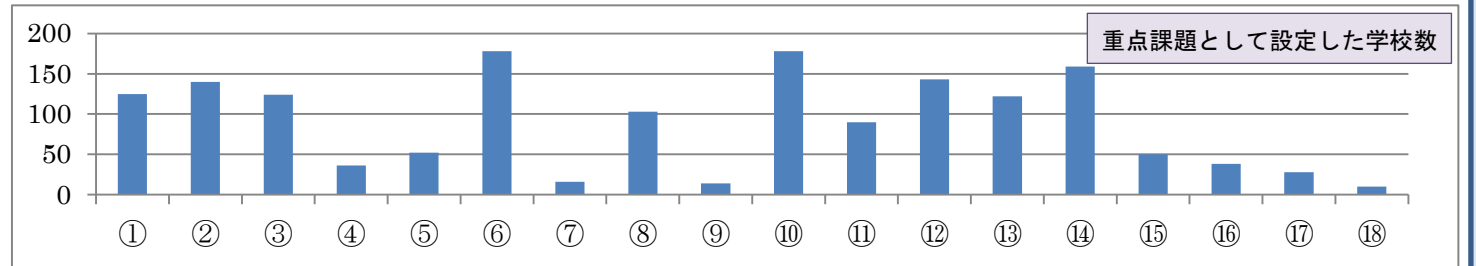
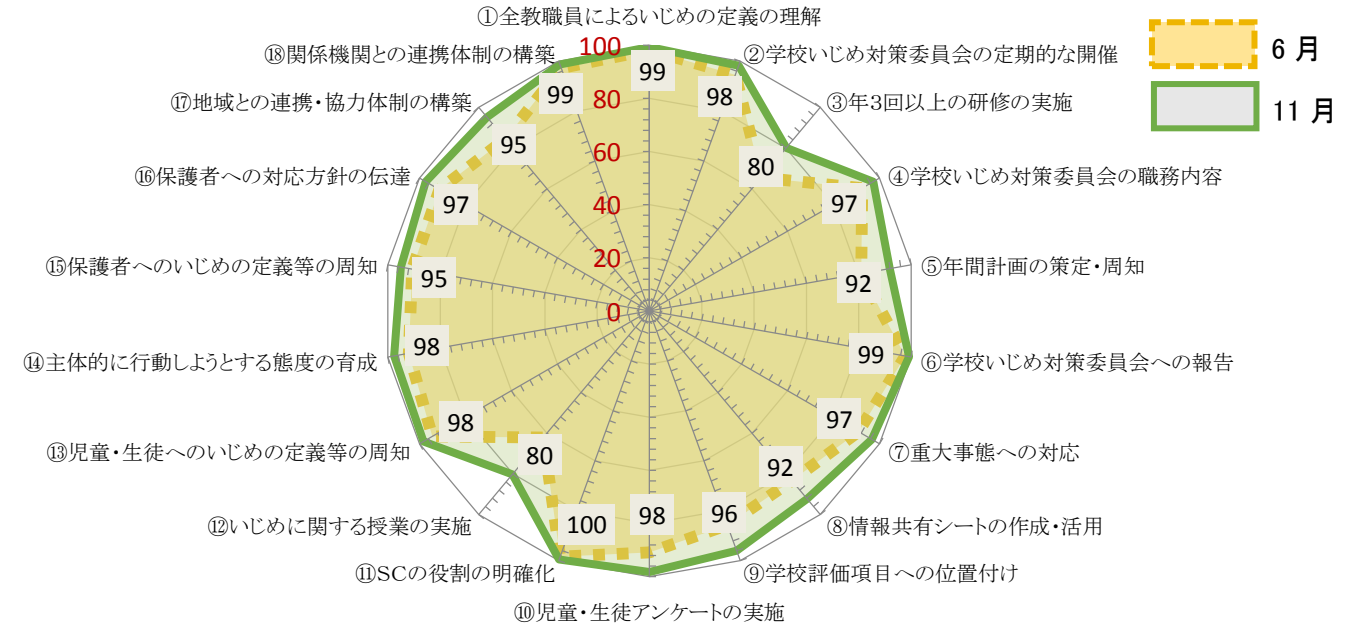
◆いじめの確実な認知や組織的な対応の強化、アンケートの効果的な活用等について「いじめ総合対策【第2次】」の取組例や好事例を周知するなどして、取組の徹底を図る必要がある。

◆各学校は、いじめ防止等の取組状況を「学校シート」を基に振り返り、課題の把握や学校いじめ防止基本方針の改訂に生かすなど、PDCAサイクルの中で、不断の改善を図る必要がある。

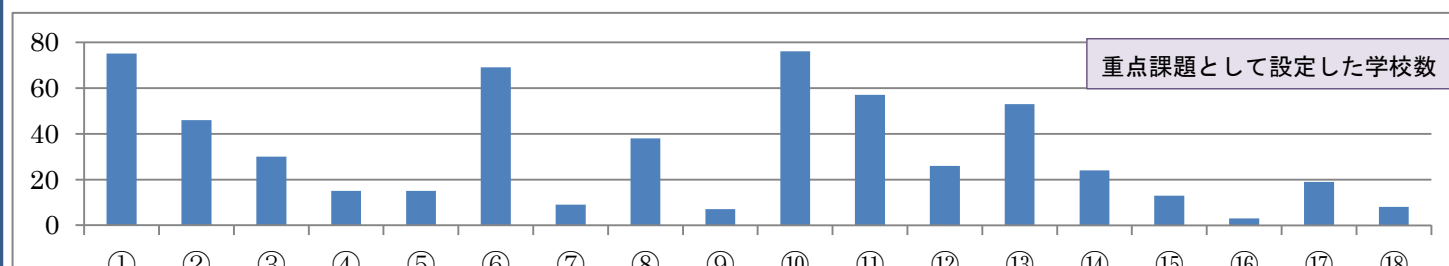
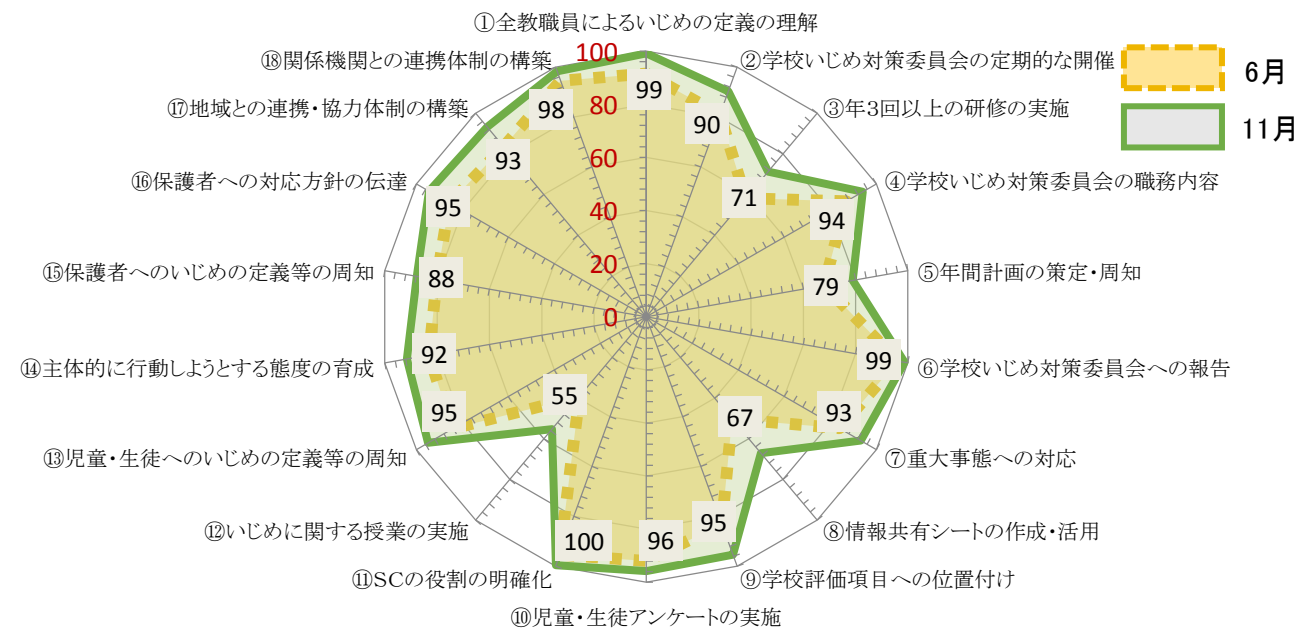
小学校



中学校



高等学校



特別支援学校

